

# 世田谷区新実施計画 (後期)

(平成 30 年度～平成 33 年度)

(2018)

(2021)

## 推進状況

世 田 谷 区

## 1 推進状況について

新実施計画（後期）（平成 30 年度（2018 年度）～平成 33 年度（2021 年度））（以下、「後期計画」という。）は、区政運営の基本的な指針である「世田谷区基本計画（平成 26 年度（2014 年度）～平成 35 年度（2023 年度））（以下、「基本計画」という。）」及び「新実施計画（平成 26 年度（2014 年度）～平成 29 年度（2017 年度））（以下、「前期計画」という。）」の 4 年間の達成度や、刻々と変化する社会経済状況も踏まえ、平成 30 年度（2018 年度）からの 4 年間に重視すべき課題を見きわめ策定しました。

後期計画推進状況は、各事業における当年度末の取組み状況の見込みを示すとともに、見込みを踏まえ、翌年度から平成 33 年度（2021 年度）までの年次別計画を必要に応じて見直し、取りまとめました。

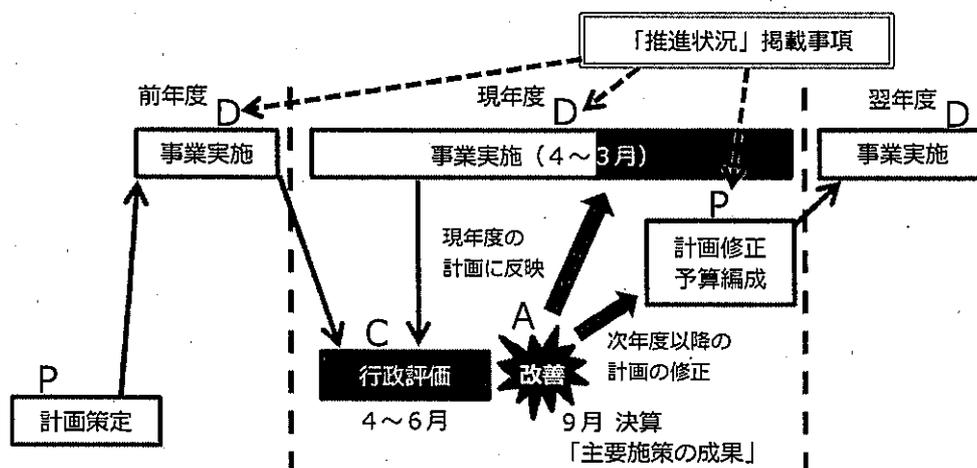
### （1）推進状況（平成 31 年 3 月）について

各事業の年次別当初計画に対して、平成 30 年度末の取組み状況、事業費、効果額等の実績見込み※、平成 31 年度（2019 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの年次別計画、計画変更理由、事業費、効果額等について示しています。また、後期計画策定時からの状況の変化による記載内容の変更・追加等、必要な修正を加えています。

※実績見込みは、平成 30 年 12 月末現在での平成 30 年度末見込みです。

### （2）PDCA サイクルによる新実施計画の継続的改善

新実施計画は、計画の策定・修正（Plan）→計画の実施（Do）→実施状況の評価（Check）→評価を踏まえた改善（Action）という PDCA サイクルを年度ごとに繰り返し、成果をより高めるために継続的に改善を行います。推進状況では、まず PDCA サイクルにおける、計画の実施（Do）状況を掲載しています。各年度の決算終了後、新公会計制度を活用した行政評価により、コスト面での分析、成果達成度の評価（Check）を行い、分析、評価に基づき事業の改善点を明らかにします（Action）。これらは各年 9 月に決算附属資料「主要施策の成果」へ掲載します。さらに、改善（Action）に基づき、必要に応じて計画の修正（Plan）を行い、修正内容を推進状況で報告するとともに、次年度以降の予算編成に反映します。



### (3) 新実施計画事業 行政経営改革の取組み

新実施計画事業のうち、行政経営改革の10の視点に基づく取組み、外郭団体の見直し、公共施設等総合管理計画に基づく取組みを整理します。

#### ①行政経営改革の10の視点

自治の推進と独自性のある自治体経営の確立に向け、また今後の行政需要の増大と厳しい財政状況を踏まえた持続可能で強固な財政基盤を構築するため、行政経営改革の取組みを継続して行う必要があります。

ITの進化や働き方の見直しなど、社会状況の変化に応じた行政経営の改革を進めるとともに、施策事業の見直しにあたっては、公正性・公平性や、成果に基づく評価の観点とともに、低所得者等への配慮の観点を踏まえ、区民の視点に立った改革を着実に推進していきます。

また、増加する施設更新などの経費抑制の観点から、効率的・効果的な公共施設の整備、維持管理に努めます。

#### 《方針1》区民に信頼される行政経営改革の推進

##### (視点1) 自治体改革の推進

都区制度改革を始め、地方分権に向けた取組みを進め、自主財源の拡充にも取り組めます。また、国の地方分権改革の動向に的確に対応し、自立した自治体を目指します。

##### (視点2) 自治の推進と情報公開、区民参加の促進

住民自治の推進を図り、区民への情報公開及び情報提供の充実、区民参加の機会拡大、区民やNPO等との協働の促進を行います。

##### (視点3) 世田谷区役所、職員の率先行動、職場改革の推進

世田谷区役所や職員一人ひとりが率先行動に取り組み、新たな時代の変化を捉え、区政課題に的確に応えるために、現場からの業務手法や働き方等の改革を進めます。

##### (視点4) 執行体制の整備

区政の課題に確実かつ効果的に応えられる簡素で柔軟な組織体制を整備するとともに、職員定数の適正化を行います。経営感覚を持ち、区民との協働を進める職員を育成します。

#### 《方針2》持続可能で強固な財政基盤の確立

##### (視点5) 施策事業の必要性、有効性、優先度の視点やプロセス評価による見直し

現在の社会情勢や区民ニーズに照らした場合に施策事業を行う意義（必要性）や、現在の実施手法が政策目的に沿った成果を達成できているか（有効性）を評

価して、施策の優先度や補助事業等の検証を行い、より必要とされる施策に財源や人員を集中するとともに、施策のプロセスにおける成功要因や工夫を明らかにし、中長期的な施策の改善に活かします。

(視点6) 民間活用や官民連携によるサービスの向上とコスト縮減

民間企業等のノウハウや資源の活用により、サービスの向上やコストの縮減が図れる場合には、行政の責任を明確にし、質の確保に十分留意しながら、民間活用を積極的に進めます。また、民間企業等との対話と連携を進め、新たな公共サービスの促進に努めます。

(視点7) 施策事業の効率化と質の向上

政策目的に照らして最適な手法を選択し、効率的かつ質の高い行政サービスをめざした改善を行います。実施に向け、委託事業のさらなる見直しを図るとともに、業務の標準化を行うことで、外部委託を始めとした業務改善を進め、より高度かつ専門性の高い業務への人的資源の投入を図ります。

(視点8) 区民負担等の適切な見直し

施策・事業の継続性と政策目的を踏まえ、経費抑制策や事務改善等に取り組むとともに、区民負担等の適切な見直しを図ります。

《方針3》資産等の有効活用による経営改善

(視点9) 公有財産等の有効活用

区有地や公共施設などを有効活用し、民間と連携した施設整備、運営や、区民ニーズに応じた民間施設の誘致を進め、経費抑制や公共的サービスの充実を図ります。

(視点10) 税外収入確保策の推進、債権管理の適正化と収納率の向上

公金運用やネーミングライツ、広告事業などによる税外収入の確保を推進します。また、適正な債権管理や納付機会の拡大、必要の際には法的措置の実施などを図ります。

1 行政経営改革 10 の視点に基づく取組み

基本方針	視点	取組みの考え方、取組み項目	頁	
区民に信頼される行政経営改革の推進	1 自治体改革の推進	(1)都区制度改革、地方分権改革	164	
		0111 都区制度改革、地方分権改革	164	
		(2)将来人口動向に応じた自治体経営	165	
		0121 今後の自治体経営のあり方研究、検討	165	
		(3)自治体間連携の推進	166	
		0131 自治体間連携の推進	166	
	2 自治の推進と情報公開、区民参加の促進	(1)地域行政の推進	168	
		0211 地域行政の推進	168	
		(2)情報公開の推進	170	
		0221 情報公開の推進	170	
		0222 広報機能の充実	171	
		(3)区民参加の促進	172	
		0231 広聴機能の充実	172	
	3 世田谷区役所、職員の率先行動、職場改革の推進	(1)働き方改革に向けた取組み	176	
		0311 勤務時間の適正管理及びワーク・ライフ・バランスの推進、ワークスタイル改革	176	
		0312 保育園入園事務における勤務時間の適正管理に向けた取組み	178	
		0313 妊娠期からの切れ目のない支援情報システムの構築	179	
		(2)エコ区役所の実現等、環境配慮行動の推進	180	
		0321 区役所全体のエネルギー使用量の削減	180	
		(3)機能的な窓口の実現に向けた取組み	182	
		0331 機能的な窓口の実現に向けた取組み	182	
		4 執行体制の整備	(1)執行体制の整備と人材育成	185
			0411 執行体制の整備と人材育成	185
5 施策事業の必要性、有効性、優先度の視点やプロセス評価による見直し	(1)行政評価の充実（新公会計によるコスト分析等）	187		
	0511 新たな行政評価手法の構築	187		
	0512 効果的な新公会計制度の運用	188		
	(2)社会情勢や区民ニーズに照らした事業の見直し	189		
	0521 なかまちNPOセンターの見直し	189		
	0522 区立保育園の今後のあり方(今後の保育施設推進のための保育施設再整備方針による取組み)	190		
持続可能で強固な財政基盤の確立				

基本方針	視点	取組みの考え方、取組み項目	頁
持続可能で強固な財政基盤の確立	6 民間活用や官民連携によるサービスの向上とコスト縮減	(1)民間事業者の活用	191
		0611 専門性と効率性を両立した図書館ネットワークの構築	191
		(2)官民連携の取組み	192
		0621 官民連携の取組み	192
		(3)事業主体の民間への転換	194
		0631 区立特別養護老人ホーム等の民営化	194
	7 施策事業の効率化と質の向上	(1)補助金の見直し	195
		0711 補助金の見直し	195
		(2)事業手法改善とコスト縮減	196
		0721 情報化基盤の強化	196
		0722 時代にあった業務改善の取組み	199
		0723 たまがわ花火大会 平瀬川会場における有料協賛席の設置	200
		0724 庁有車の削減（統廃合）	201
	8 区民負担等の適切な見直し	(1)使用料・利用料の見直し	203
		0811 区民利用施設等の使用料・利用料の見直し	203
資産等の有効活用による経営改善	9 公有財産等の有効活用	(1)公共施設の有効活用	204
		0911 老人休養ホームふじみ荘の有効活用と施設整備	204
		(2)公有地等の有効活用	205
		0921 公共施設跡地の民間への条件付貸付	205
	10 税外収入確保策の推進、債権管理の適正化と収納率の向上	(1)クラウドファンディングの活用	207
		1011 大蔵運動場陸上競技場スタンド整備	207
		1012 うままちプロジェクト（馬事公苑界わい魅力向上の取組み）	208
		1013 宮坂区民センター周辺の活性化の取組み	209
		1014 クラウドファンディングの活用【新規】	210
		(2)広告事業による経費の削減	212
		1021 区の刊行物等を活用した広告事業の推進	212
		(3)税外収入確保の取組み	213
		1031 安全かつ効率的な公金運用	213
		1032 公園を活用した税外収入の確保	214
		1033 ネーミングライツ、企業名称PR型官民連携事業の推進	215
(4)債権管理の適正化と収納率の向上	217		
1041 債権管理重点プランに基づく取組み	217		

(2) 情報公開の推進

区民の区政や地域への理解と参加を促すため、情報公開を更に推進します。

番号	0221	取組み名	情報公開の推進	所管部	総務部
取組み内容	<p>○新たな公文書管理ルールを検討し、(仮称) 公文書管理条例の制定に取り組みます。条例には歴史的に重要な公文書の管理と公開の機能もあわせて検討します。</p> <p>○区的意思決定に係る公文書(起案文書)の目録を区ホームページで公開します。</p>				

※30年度実績は見込み

項目		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)
実現に向けた取組み	(仮称) 公文書管理条例の制定	当初計画 新たな公文書管理 ルールの検討	条例検討	条例制定	条例施行の準備
	修正計画	—	・新たな公文書管理 ルールの策定 ・条例検討、制定、 施行の準備	・条例施行 ・公文書館機能・ 歴史的文書の位置 づけの検討	公文書館機能・歴 史的文書の位置づ けの確定
	実績	新たな公文書管理 ルールの検討			
公文書(起案文書)目録の公開	当初計画	公開内容・方法の 検討	総合文書管理シス テムの改修・公文 書(起案文書)目 録の公開準備	公文書(起案文書) 目録の公開準備・ 公開の実施	公開の実施 ・検証
	修正計画	—	・総合文書管理 システムの改修 (設計・カスタ マイズ) ・公文書(起案文 書)目録の公開 準備	・総合文書管理 システムの改修 (運用テスト) ・公文書(起案文 書)目録の公開 準備・公開の実 施	—
	実績	公開内容・方法の 検討			
—	当初計画	効果額(千円)	—	—	—
		累計額(千円)	—	—	—
	修正計画	効果額(千円)		—	—
		累計額(千円)		—	—
	実績	効果額(千円)	—		
		累計額(千円)	—		

■計画変更理由・内容等

- ・(仮称) 公文書管理条例の制定については、公文書管理の重要性から、計画を平成 32 年度(2020 年度)から平成 31 年度(2019 年度)に変更した。条例化にあたっては、文書管理に関する課題検討を優先することとし、歴史的文書の取扱いや公文書館機能に関する部分は、検討がまとまり次第条例を改正し、追加する。
- ・公文書(起案文書)目録の公開については、平成 31 年度(2019 年度)に総合文書管理システムの改修(①設計・カスタマイズ及び②運用テスト)を行った上で公文書(起案文書)目録システムを構築する予定であったが、予算の平準化の観点から上記①と②を 2 か年に分けて実施する。

## 制定の目的の条文の議論に関する検討素材

・「透明性」及び「区民の参加」を盛り込む場合

(案1)

この条例は、公文書が区政に対する区民の知る権利に不可欠な区民共有の知的資源として、区民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書の適正な管理が情報公開の基盤であるとの認識の下、公文書の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理を図り、もって区政の透明性を確保し、区政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、区民の区政への参加を推進し、区の有するその諸活動を現在及び将来の区民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(案2)

この条例は、公文書が区政に対する区民の知る権利に不可欠な区民共有の知的資源として、区民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書の適正な管理が情報公開の基盤であるとの認識の下、公文書の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理を図り、もって適正かつ効率的で透明性の高い区政運営が確保されるようにするとともに、区民の区政参加を推進し、現在及び将来にわたり区の説明責任が全うされるようにすることを目的とする。

## 参考

世田谷区情報公開条例(平成13年3月13日条例第6号) 抜粋

(目的)

**第1条** この条例は、行政情報の開示を請求する区民の権利を明らかにし、**区民の知る権利**を保障するとともに、情報の公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって区が区政に関し区民に説明する責務を全うするようにし、**区民の区政参加**を推進し、区民との信頼関係の下に公正で開かれた区政を実現することを目的とする。

所属メール・個人メールともに、メールを開き「名前を付けて保存」で庁内ファイルサーバに保存ができる。

